

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正案に関する意見 の募集について

平成24年6月4日（月）
厚生労働省健康局
がん対策・健康増進課地域保健室

地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条第1項において、「厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。」とされています。

平成22年7月に設置された「地域保健対策検討会」において、少子高齢化の更なる進展や住民の生活スタイルの多様化、健康危機管理事案の変容、非感染性疾患（NCD）の増加など地域保健対策を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の地域保健対策のあり方に関する検討がなされ、平成24年3月27日に報告書がとりまとめられました。

「地域保健対策検討会報告書」等を踏まえ、この度、基本指針の所要の見直しを行うことといたしましたので、国民の皆様幅広く御意見をお聞きいたします。

なお、提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨ご了承願います。

記

1. 御意見募集期間

平成24年6月4日（月）から平成24年6月13日（水）まで
（郵送の場合は、同日必着）

2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 提出方法

御意見等は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。なお、提出していただく御意見等には、必ず「地域保健対策基本指針案について」と

明記してください。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 郵送する場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室 宛

4. ご意見の提出上の注意

御意見等は日本語に限ります。個人の場合は、住所・氏名・年齢・職業を、法人の場合は、法人名・所在地を記載して下さい。

寄せられた御意見は、個人を特定することのできる情報を除き、原則として公表いたしますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見等に対して個別の回答はいたしかねます。